

第68回

税理士試験

消費税法

Special Discussion



坂井 俊亮
消費税法 講師

問題番号			出題された論点	難易度
第一問	問 1	(1)	2. 課税事業者の選択の届出	○
			3. 前年等の課税売上高による納税義務の免除の特例	○
			4. 新設法人の納税義務の免除の特例	◎
			5. 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例	◎
			6. 高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例	◎
			7. 留意点	◎
			① 法人 イ 内容	◎
		(2)	① 法人 ロ 法人の残余財産が確定した場合	○
			① 法人 ハ 国等に対する特例	△
			② 個人事業者 イ 翌年 3/31	◎
	問 2	(1)	② 個人事業者 ロ 個人事業者が死亡した場合	○
			① 「輸出物品販売場許可申請書」	△
			② 「事前承認港湾施設承認申請書」	×
		(2)	③ 「事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書」	×
			消費者向け電気通信利用役務の提供	△
			登録国外事業者の登録	△
			「消費税課税事業者選択届出書」	×
			「国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間」	×
			「登録国外事業者の登録申請書」	×
		(3)	「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」	○
			仮決算	○
		(4)	① イ 「災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」	◎
			① ロ 「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」	◎
			② 「消費税簡易課税制度選択届出書」	○
第二問	問 1		納税義務の有無の判定	◎
			簡易課税制度の適用の有無の判定	◎
			課税標準額 (1) 第一種	◎
			課税標準額 (2) 第二種	◎
			課税標準額 (3) 第六種	○
			みなし仕入率及び控除対象仕入税額 ① 原則	○
			みなし仕入率及び控除対象仕入税額 ② 特例 ロ 特定二事業	◎
			売上げの返還等対価に係る税額	◎
			中間納付税額	◎
			納付税額	△
	問 2		納税義務の有無の判定	◎
			課税標準額 (特定課税仕入れに係る支払対価の額)	◎
			課税売上割合 (国外への販売 輸出品物販売場)	◎
			課税売上割合 (投資信託売却)	◎
			課税売上割合 (償還差損)	◎
			課税売上割合 (非課税資産の輸出 (外貨利息))	◎
			課税資産の譲渡等により要するもの (転居旅費)	◎
			課税資産の譲渡等により要するもの (プリペイドカード)	◎
			課税資産の譲渡等により要するもの (特定課税仕入れ)	◎
			共通して要するもの (代表者健康診断 本社健康診断)	◎
			共通して要するもの (役員用車両リース)	△
			一括比例配分方式 (計算パターン)	◎
			売上げの返還等対価に係る税額	◎
			中間納付税額	◎
			納付税額	△

難易度の「◎」は出来なければいけない部分
「○」は出来てほしい部分
「△」は出来なくても仕方がない部分
「×」は出来なくてもよい部分を示す。